

令和7年第17回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和7年9月4日（木）午前10時00分
- 2 閉会日時 令和7年9月4日（木）午前10時23分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

（委員）

教育長 伊藤 林太郎

委員 大日方 邦子

委員 田丸 尚稔

委員 平岩 国泰

委員 加藤 良太郎

委員 松本 理寿輝

（事務局職員）

教育委員会事務局次長

教育政策課長

未来の学校担当課長

未来の学校担当課長

学務課長

教育指導課長

教育センター所長

地域学校支援課長

篠原 保男

齋藤 貢司

堀江 崇

岡部 尚徒

横手 麻理

安部 忍

間嶋 健

山上 ますみ

（書 記） 島田 直子 福德 友理香

- 5 会議の概要 別紙のとおり

議案第 31 号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見について

報告

- (1) 旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について（教育政策課長）

[資料 1：旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について]

その他

- (1) 令和 8 年度予算編成方針について（教育委員会事務局次長）

- (2) 教員表彰について（教育指導課長）

議事運営等

○令和7年第17回教育委員会定例会を開会

○議事録署名に加藤委員を指名

■ 教育長報告要旨

○まず、8月22日にフィンランド共和国児童・生徒派遣研修が終了し、無事に帰国した。次に、8月29日に、シリコンバレー海外派遣研修報告会をサクラステージにあるSTATIO日本経済大学にて実施した。帰国後も、報告内容について一段とブラッシュアップしている姿が印象的であった。次に、青山キャンパス関係では、9月1日に開校式が行われ、教育委員の皆様にも御参加いただいた。生徒たちの盛り上がりもあり、良い雰囲気の開校を迎えることができた。教育委員会事務局としても支援を続けていきたい。

◆ 議案第31号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○議案第31号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見について」に関し、説明する。本議案は、男女ともに希望に応じて仕事と育児の両立を可能とするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充することを目的に、育児・介護休業法の改正が行われることとなったことを踏まえ、仕事と育児の両立支援制度の個別周知と意向確認により効果的な周知が図られるとともに、両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備を行う改正を行う必要があるため、この案を提出するものである。次に、新旧対照表を参照されたい。まず、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第18条の4（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）について述べる。後述する第18条の6の新設に伴い、「請求等」の略称規定の範囲を「次条において」から「以下」に改めるものである。次に、第18条の6（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）について説明する。第1項においては、教育委員会が、職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の措置を講ずるに際し、同項の規定に基づき申出を行った職員に対し、仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）を教育委員会規則により定め、これを周知するとともに、出生時両立支援制度等の請求、申告又は申請に係る意向を確認するための面談等の措置を講じなければならない旨を規定するものである。第2項においては、教育委員会が、3歳に満たない子

を養育する職員に対し、仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）を教育委員会規則により定め、これを周知するとともに、育児期両立支援制度等の請求、申告又は申請に係る意向を確認するための面談等の措置を講じなければならない旨を規定するものである。第3項においては、教育委員会が、第1項及び第2項に掲げる措置により確認した意向について、その取扱いに際しては、当該意向に配慮しなければならない旨を規定するものである。なお、詳細については、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則において別途定める予定である。

—◇質疑応答 —————
○なし。

—◇議事結果 —————
○原案どおり可決。

◆報告1

旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について

—◇説明要旨 —————
(※別紙資料1に基づき教育政策課長が説明)

○旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について、2件の申請を一括して報告する。1件目について、同建物内の2つの部屋の許可申請である。「1 概要」に関して、申請地及び申請者は記載のとおりである。営業の種別は「旅館・ホテル営業」、名称は記載のとおりである。今回の申請においては、申請地が（仮称）西原キャンパスから約82メートルの地点に所在しており、旅館業法第3条第4項の規定に該当するため、渋谷区保健所より意見が求められている。次に「2 検討」については、3つの観点から検討結果を記載している。まず、（1）建築物の立地に関する観点では、当該建築物の周辺には、建築物（12.202m）以上の高さの建物が建築されており、（仮称）西原キャンパス（約12.3m）の学校生活を俯瞰できる可能性は低いと判断される。次に（2）通学路に関する観点では、周囲の道は西原キャンパスへの通学に利用することが想定される。そのため、事業者に対しては児童・生徒の通学上の安全確保等について責任を持って管理するよう、従業員への周知徹底を確認している。次に（3）事業者への確認としては、清純な施設環境が害されるおそれがないことを確認するため、書面により当該施設の営業目的を確認している。また、安全対策についても、開設後に必要に応じて教育委員会及び（仮称）西原キャンパスを使用する各校と協議の場を設けることを確認している。以上を踏まえ、「3 今後の対応」としては、申請者が児童・生徒の通学上の

安全確保及び学習環境に配慮して運営するのであれば、清純な施設環境が著しく害されるおそれはないと考える。その上で、施設開設後も児童・生徒の安全確保の観点から、必要に応じて教育委員会及び(仮称)西原キャンパスを使用する各校と協議の場を設けることを要望する旨を回答する予定である。2件目について、「1 概要」に関して、申請地及び申請者は記載のとおりである。営業の種別は「旅館・ホテル営業」、名称は記載のとおりである。今回の申請においては、申請地が幡代小学校から約110メートルの地点に所在しており、旅館業法第3条第4項の規定に該当するため、渋谷区保健所より意見が求められている。次に「2 検討」については、3つの観点から検討結果を記載している。まず、(1)建築物の立地に関する観点では、当該建築物の周辺には4階以上の建物が存在しており、当該建物から学校生活を俯瞰できる可能性は低いと判断される。次に(2)通学路に関する観点では、周辺が通学路に指定されていることから、事業者に対しては児童の通学上の安全確保等について責任を持って管理するよう、従業員への周知徹底を確認している。次に(3)事業者への確認としては、清純な施設環境が害されるおそれがないことを確認するため、書面により当該施設の営業目的を確認している。また、安全対策についても、開設後に必要に応じて教育委員会及び幡代小学校と協議の場を設けることを確認している。「3 今後の対応」としては、1件目の内容と同様のため、説明は割愛する。

—◇質疑応答 —————

(加藤委員)

○旅館業営業許可申請について年々増加している印象を受ける。経年の推移を教えてください。

(教育政策課長)

○令和5年度の申請件数は5件、令和6年度は11件である。令和7年度については、現時点で今回の申請を含めて10件を取り扱っている状況である。

—◇議事結果 —————

○了承する。

◆その他

(1) 令和8年度予算編成方針について

—◇説明要旨 —————

(教育委員会事務局次長)

○8月26日付けで、「令和8年度予算編成方針について(通達)」が区長名で

発出された。前文の2つ目では、区民税については、堅調に推移しているものの、株価や為替水準の乱高下の発生により、先行きは不透明な状況にあること。前文の3つ目では、こうした中においても、渋谷区基本構想に基づき、これまで同様、子育て・教育環境の整備や超高齢社会への対応、まちづくり、学校施設を始めとした公共施設等の長寿命化対策等に着実に取り組んでいくことが求められており、新たな課題に対してもスピード感をもってチャレンジしていく必要があることが記載されている。次に、「1 基本方針」では、経費の適正化に努めるとともに、区民が未来に希望を持ち、安心して暮らし続けることができるよう、「人づくり」と「まちづくり」の取組を加速させる予算とすることとしている。「2 重点項目」では、基本構想の政策分野別に記載されている。教育委員会関係では、3ページ「(1) 子育て・教育・生涯学習分野」で、「未来の学校」プロジェクトでは、「昨年度開始した探究『シブヤ未来科』の効果等を検証し、子供達が未来をより良く生きる力を身に付けることができるよう努めること。また、学校整備については、建設資材の高騰、建設業における労働者不足といった現下の社会情勢を踏まえ、ロードマップについて見直しを図りつつも、計画を止めることなく着実に進めること。」と記載されている。次に、3～4ページにかけて、「(3) 健康・スポーツ分野」4ページ、イにおいて「渋谷区スポーツ協会と連携し、学校部活動の完全地域移行化を推進する。」ことが記載されている。5～6ページ「3 事務事業の見直しについて」では、施策全般にわたり事業の事後検証のもと、最小の経費で最大の効果を上げるよう主体的な見直しを行うことや、長年実施している事業については、将来を見据え検証し、必要に応じて廃止を含めた見直しを行うこと、その他、多様な主体との協働や民間活力の導入等について記載されている。次に、6ページ「4 経費の見積もりについて」では、新規事業やレベルアップ事業の予算要求に当たっては、所管事業の見直し等により、所管において確保することを基本とすること、既存事業については、過去の決算等の分析・検証を行い、単価・業務量を十分精査し、経費の適正化を図ることなどが記載されている。最後に、7ページでは、「5 職員人件費」において、業務量増加への対応を安易に増員に求めるのではなく、デジタル活用や人員配置の最適化により対応すること等の記載がある。全文については、お目通しいただきたい。この予算編成方針を踏まえて、令和8年度予算要求作業を各課で進めているところである。

—◇質疑応答 —————

(平岩委員)

○渋谷区では住民税が主な財源であるため、移住のきっかけになる教育分野を充実させることが大事だと考える。

◆その他

(2) 教員表彰についてについて

—◇説明要旨 —————

(教育指導課長)

○渋谷区立学校教員表彰について説明する。渋谷区立学校「教員表彰制度」実施要綱をご覧いただきたい。初めに、第1条の表彰の目的についてである。教育活動で顕著な成果を上げた教員の功績を表彰し、意欲及び資質能力の向上並びに渋谷区教育委員会が目指す教育の実現を図ることを目的としている。次に、第2条の表彰の対象について、区立学校に勤務する再任用を含む全教員である。ただし、同一年度に、文部科学省及び東京都教育委員会から表彰を受けたものを除く。人数については15人程度である。次に、第4条の表彰の決定についてである。学校長が、第5条の表彰者の基準に基づき、候補者を推薦し、その中から教育委員会が基準に該当するかを検討し、表彰者を決定する。次に、第5条の表彰者の基準についてである。幼児期の特性を踏まえ、優れた教育実践を行っている者、ICTを活用して、幼児・児童・生徒が主体となった「個別最適な学び」や「協働的な学び」の優れた実践を行っている者、探究「シブヤ未来科」において、優れた授業実践を行っている者、一人一人の教育的ニーズに応える優れた教育実践を行っている者、教育データ等を活用して幼児・児童・生徒の学びの変容・成長を見定め、適切な支援を行っている者、幼児・児童・生徒に主体性を持たせ、幼児・児童・生徒の意見を反映した教育実践を行っている者、を基準する。今後、学校園に通知をし、推薦者を募る。昨年度（令和6年度）は同じ学校から多くの教員が推薦されるなど偏りがあった。今年度は偏りなく多くの学校や園から推薦者が上がるよう、校園長会等で呼びかけていく。なお、今年度の表彰式については、3月5日に行われる児童・生徒表彰の後に実施する予定である。

—◇質疑応答 —————

(田丸委員)

○表彰者の基準は、教員が目指すべき姿を示すものであるが、選ばれた教員について、どのように周知するか方法はあるか。

(教育指導課長)

○広報誌「しぶやの教育」に掲載し、保護者や地域の方に周知する。また、学校では、集会などで児童・生徒に周知するように各校にお願いしている。

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 伊 藤 林太郎

委 員 加 藤 良太郎